

強くしなやかな食品産業づくり事業補助金質問と回答集

しまねブランド推進課

【補助事業について】

■ 1. 食品等製造事業

問：食品等製造事業とはなんですか。

答：原材料を加工し、付加価値のある新たな食料品または飲料を製造する事業です。

【補助対象について】

■ 2. 販売用の包装資材

問：販売に用いる包装資材等は対象になりますか。

答：対象になりません。

■ 3. リース料

問：設備のリース料は対象になりますか。

答：対象になります。

問：事業期間外にかかったリース料は対象になりますか。

答：対象になりません。事業期間内であれば補助の対象になります。

■ 4. 修繕費

問：ハード事業の修繕費とは、こういったものが対象ですか。

答：製造所の建屋本体（壁や床など）や機器の修繕費用が対象です。

■ 5. 工場レイアウト、機械設備提案

問：工場のレイアウトや機械設備についての設計事業者や専門家からの提案に係る経費は、ソフト事業の委託や報償費の対象になりますか。

答：対象になります。

■ 6. 事業承継して建屋を増築

問：既存の施設を承継し、新たな者が建屋を増築して事業をするのは、対象になりますか。

答：承継した者が食品等製造事業者であれば、対象になります。

■ 7. 県外工場

問：県外工場の建設や、県外工場向けの設備導入は、対象になりますか。

答：対象になりません。

■ 8. 食品以外の製品を製造

問：県産原材料を使って食品以外の製品を製造する事業は、対象になりますか。

答：対象になりません。

■ 9. 中古の設備

問：中古の設備を購入する場合は、対象になりますか。

答：対象になりません。

【事業期間について】

■ 10. 支払い期間

問：事業に係る代金を次の年度に支払ってもよいですか。

答：不可です。支払いは事業期間内に終えていなければなりません。

【事業実施計画書について】

■11. 事業実施計画書の事前確認

問：計画書の下書きを事前に確認することはできますか。

答：記載漏れや記載誤りがないかなど、事前に確認することは可能です。

【事業実施計画書に添付する書類について】

■12. 添付書類

問：添付書類は何を揃えればよいですか。

答：「提出書類一覧表」（HP に公開しています）に記載のある書類を揃えてください。様式第2号の「提出書類一覧表」と同じ内容です。

■13. 同意書

問：支援機関の同意書は、何について同意するものですか。

答：事業実施主体が行う事業採択の申請などの手続、事業が採択された場合の補助事業の実施、補助事業実施後の県産原材料調達額や販路の拡大などの取組を主体的に支援すること、また関係機関による支援体制を構築し、関係機関とともに支援することについて同意するものです。（交付要綱第4条参照）

問：支援機関の同意書は、決まった様式がありますか。

答：様式は任意です。参考に記載例を HP に公開しています。

■14. 見積書

問：見積書は1社から取ればよいですか。

答：申請時：事業費用の積算のため、少なくとも1社から見積書を徴取してください。

契約時：原則、2社以上から見積書を徴取する「相見積」を行い、契約先を決定してください。なお、合見積ができない場合は、その理由を必ず提出（様式任意）してください。

問：見積は2社以上とのことですが、パッケージデザインの場合、社長が気に入ったものであれば、金額の高いほうでもよいですか。

答：原則として、金額の低いほうを採用してください。高いほうを採用するのであれば、対外的に説明できる理由を必ず提出（様式任意）してください。

■15. 会社パンフレット、定款

問：個人事業主なので、パンフレットや定款のようなものはありません。

答：パンフレット等がない場合は、事業概要の分かるもの（様式任意）を提出してください。

■16. 規模決定根拠

問：規模決定根拠とはどういったものですか。また何を記載すればよいですか。

答：ハード事業については、導入予定の機器の規模（仕様や規格）が、事業計画に基づき過不足なく適正であることの根拠を記載してください（様式任意）。

以下記載例です。

（記載例）現在、製品の保管のため、〇ℓ 容量の冷蔵庫を4基導入しているところであるが、生産数量拡大に伴い、□パック/日ほど冷蔵保管する必要がある。

現状は□パック/日を保管できる冷蔵設備がないが、弊社工場の空きスペース（〇m×〇m）に設置できる大きさかつ、前述の□パック/日を保管するためには別記のカタログ及び仕様書で示す規格の機器が必要である。

【補助要件、補助率等について】

■17. 補助率

問：補助率 1/2（二分の一）以内とは、どういう意味ですか。

答：例えば、販促資材の購入経費が500万円であれば、補助金額はその二分の一である250万円以下となります。

■18. 補助要件・補助上限

問：県産原材料の調達増加見込額の要件（補助要件）はどのようなものですか。また、補助上限額との関係は。

答：＜補助要件について＞

補助事業の効果により、補助事業実施年度から起算して5年度以内のいずれかの年度の県産原材料の調達額が、補助事業実施年度の前年度に比べ、3,000千円以上増加する見込みであることが必要です。

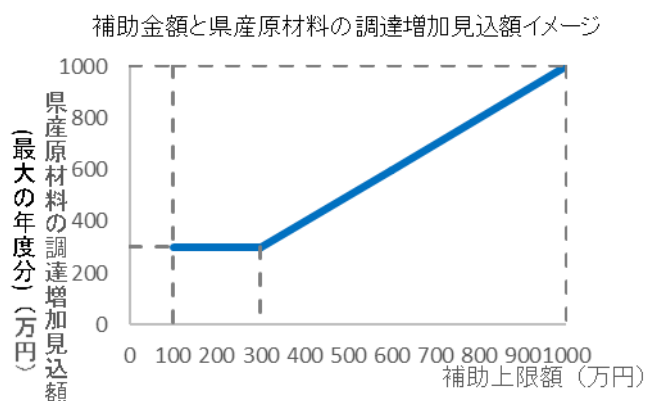
＜補助上限額について＞

補助上限額は、上記の県産原材料の調達増加見込額（※）と同額です。

※補助事業実施年度から起算して5年度以内で最大となる年度の額によります。

この額が10,000千円以上となる場合、補助上限額は10,000千円となります。

補助上限額と県産原材料の調達増加見込額との関係については、下図もご参照ください。



【審査について】

■19. 採択

問：採択は先着順ですか。

答：先着順ではありません。審査会において採択を決定します

■20. 事前審査

問：審査会の前に採択の審査はありますか。

答：事前審査はありません。採択は審査会において決定します。

■21. プレゼンテーション審査

問：プレゼンテーションは、支援機関と一緒にするのですか。

答：プレゼンテーションは事業実施主体に行なっていただきますが、支援機関の担当者も同席してください。

【交付決定について】

■22. 交付決定までのスケジュール

問：交付決定までのスケジュールは。

答：募集締切の約1か月後に、書面及びプレゼンテーション審査を行い、事業を採択します。
その後、交付申請を受けて、交付決定を通知します。

【再申請について】

■23. 翌年度の再申請

問：不採択となった場合は、翌年度に再度申請できますか。

答：申請できます。ただし、計画内容が不十分で不採択になった申請については、計画内容を見直ししてから再度申請してください。

【財産管理について】

■24. 取得財産へのプレート表示

問：取得財産について、補助事業により取得した旨を示すプレート等の設置は必要ですか。

答：必要です。

補助事業により取得、又は効用の増加した財産であることを事業者が把握し、誤って処分等を行わないために、全ての取得財産（ソフト事業の場合を除く）にプレート等を貼付してください。設置上の注意事項等については以下のとおりです。

＜プレート等を貼付する場所＞

- ①単体で稼働する設備については、各設備本体
- ②一式で稼働する設備については、それぞれ一式ごとに設備本体
- ③設置後外部から見えない設備については、当該設備の上物等

＜貼付プレートの例＞

令和○年度強くしなやかな食品産業づくり事業補助 金令和 年 月 日 取得

注1：プレートの素材や大きさについて特段の決まりはありません。

ただし、法定耐用年数期間、視認できる状態を保ってください。

視認性確保のため、耐水性、耐久性に優れ、文字が劣化しにくいフィルム系の素材を推奨します。視認性の悪化、剥がれ等が発生した場合は修繕してください。

注2：プレート作成及び貼付の費用については、補助対象とはなりません。